

光風台小学校 「いじめ防止基本方針」

1. 基本理念

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、関係者や関係機関が一体となって継続的な取組を進めることが重要です。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけ、健全な成長に影響を及ぼす、人権にかかわる重大な問題です。いじめの防止対策は「いじめは決して許されない」ということを、児童生徒が十分に理解できるようにし、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければなりません。

また、いじめを克服するためには、子どもたちがお互いの違いを認め合い、他者の願いや思いを共感的にうけとめることができるような豊かな感性を身につけていくことが大事です。同時に規範意識を高め、仲間とともに問題を主体的に解決するためのコミュニケーション能力を育成していかなければなりません。

本校においては、学校目標である「すべての児童にとって、楽しくてたまらない学校」を具現化するために「いじめは決して許されない」行為であり、決して見逃すことなく、児童生徒が安心して学校生活を送れる環境づくりに努めるとともに、対等で豊かな人間関係を築くための教育を推進していきます。また、いじめは学校だけの問題ではありません。いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが重要であることを認識しながら、学校、家庭がそれぞれの役割を果たすとともに、地域社会、その他の関係者の連携のもと、いじめの問題を克服するよう取り組むことを基本理念といたします。

2. いじめの定義

いじめ防止対策推進第2条には以下のように定義されています。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人的関係をさします。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、いやなことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要です。

3. 学校の具体的な取組

① いじめ未然防止の取組

○学校組織体制

- ・ いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。
- ・ 支援対策会議（管理職・首席・生指代表・学年団代表・養護教諭・特別支援 CO・SSW・SC 等において組織）においていじめ・虐待、問題行動・不登校等の現状を確認する。
- ・ 職員朝会や職員会議で実態報告等を行い、日々の様子を交流し、個々の児童の指導について教職員の連携を密にする。
- ・ 学校生活規律、授業規律を確かなものとするために全職員確認のもと学年に応じた指導を全職員で行う。
- ・ 各学期、全校児童を対象にいじめアンケート調査を実施し、問題解決に向けて速やかに行動する。
- ・ 配慮を必要とする児童や保護者への共通理解と適切な支援を学校全体で行う。必要に応じて、児童や保護者と定期的なケース会議を行う。
- ・ いじめが人権侵害や刑事罰の対象となり得る許されないものであるという共通理解を図る。

○教育活動

- ・ 児童がやりたい、わかりたい授業の研究・取組を進める。
- ・ 地域ボランティアや異年齢集団での遊びや保育所幼稚園（特にひかり幼稚園園児との日々のつながり）等を通して、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、社会性を育む取組を充実させる。
- ・ 読書活動・体験活動などの推進により、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をはぐくむ。
- ・ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる指導を学年に応じて実施する。
- ・ 全校朝会・児童会活動・学級活動を通して「心や体を傷つける行為は人間として絶対に許されない」ことを学ぶ取組を実施する。
- ・ 児童が作成した人権標語や人権ポスターを校内掲示する。

② いじめ早期発見の取組

○日頃からの取組み

- ・ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆

候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さない。
- ・教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。
- ・落書きやトイレでのいたずら（便器以外での排尿排便、トイレットペーパー等のまき散らし）などが暴力を伴わないいじめにつながることもあるので留意する。
- ・児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするため、排他的グループの動向に注意する。
- ・児童や児童を取り巻く友だちから担任、養護教諭への相談によって発見される場合が多いため、いじめの実態把握には児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。
- ・保護者からの連絡帳等による相談で早期に解決された事案も多いため、家庭と連携して児童を見守ることが大切である。
- ・児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を見直すこと、保健室の利用、教育相談や電話相談窓口について広く周知することが必要である。
- ・いじめの早期発見の手立てとして、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりすることなどが考えられる。
- ・遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐ対応する。

③ いじめ発見・通報時等の対応（フロー図参照）

- ・発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。そのために、下記の行動手順を遵守する。
 - (1) いじめと疑われる行為を発見・通報を受けた場合、その行為を止め、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
 - (2) いじめを発見・通報を受けた教職員は管理職に報告するとともに、被害の実態を複数教員で聞き取りをする。聞き取りに関しては、被害児童の負担とならないように配慮して当たる。保護者からの訴えの場合は、担任・学年団・生指代表・養護教諭・特別支援 CO・管理職のいずれかが窓口となって真摯に傾聴する。
 - (3) 加害児童からの聞き取りを複数教員で実施し、事実確認に努める。
 - (4) 教職員による事実確認終了後、報告を受けた管理職は教育委員会に連絡するとともに、関係教職員を招集し、支援対策会議を持つ。
 - (5) 支援対策会議において「重大事態対応」「支援対策会議対応」「学年団対応」のいずれにするか決定する。
- ◇「重大事態対応」については教育委員会に連絡し、第 28 条による第三者委員会を設置

し、調査情報を一元化する。

◇「支援対策会議対応」とは、推進法第22条に該当する「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」であり、校内児童支援委員会に加えて、豊能町SSW、SCを含めて今後の指導・対策を検討し実施する。状況に応じて、弁護士、元校長、元警察、SSW、SCの参加を求める。

◇「学年団対応」とは、学年団（専科教員も含む）を中心に構成された集まりで、今後の指導・対策を検討し実施する。また、内容を管理職と共有する。

(6) その他

・いじめが解消している状態とは次の2つの要件が満たされている必要があります。

◇いじめに係る行為が止んでいること—被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安とする。）継続していること。

◇被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと—被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

・ネット上（ライン・チャット等）の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、事実確認後、書き込み児童保護者に削除措置を要請する。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、教育委員会に連絡し、教育委員会よりプロバイダに情報発信停止や削除を求める。必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、ライン等の携帯電話メールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を継続して求めていくことが必要である。

4. 重大事態への対処

○重大事態とは

1. いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
2. いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項1号2号)

○生命、心身又は財産に重大な被害とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

- ・精神性の疾患を発症した場合

○相当の期間とは

- ・国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく、児童生徒の個々の状況を十分に把握し「疑い」が生じた段階で調査を開始し、速やかに対応しなければなりません。

*児童生徒や保護者からいじめられて重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

○重大事態の報告

重大事態が発生した場合は、校長は直ちに町教育委員会に報告し、町教育委員会は、町長に事態発生について報告します。

学校 ➡ 町教育委員会 ➡ 町長

5. いじめ防止に関する年間計画

月	学校行事等	取組	支援対策会議
4月	入学式 始業式 学校運営協議会	相談窓口周知 学級懇談	月に1回開催 (事案発生によって別途開催) 下記の優先順位でその時期に必要な案件について話し合う ① いじめ虐待事案 ② 問題行動・不登校事案 ③ 配慮を要する児童対応 ④ その他アンケート分析、 取組検証等
5月	運動会 学校運営協議会	学級実態交流会 参観	
6月	学校運営協議会	いじめアンケート①	
7月	学校協議会 学校運営協議会	校内人権研修 個人懇談	
8月	学校運営協議会	いじめ防止校内研修	
9月	校外学習 海洋学習		
10月	修学旅行 人権参観 学校運営協議会		
11月	学習発表会・作品展 学校運営協議会	いじめアンケート②	
12月	学校協議会 学校運営協議会	個人懇談	
1月	光小遊び祭り 学校運営協議会	いじめ防止校内研修	
2月	学校運営協議会	いじめアンケート③ 学校公開	
3月	学校協議会 卒業式 学校運営協議会	総括	

6. いじめ対応および組織体制について（フロー図）

いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめ行為を止め、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ② 管理職に報告（第一報）後、複数教員にて聞き取りを開始する。この際、加害被害を問わず児童の精神的負担を軽減する体制でのぞむ。ただし、保護者からの通報の場合、担任または連絡を受けた教員は保護者に対して①を実施した報告と保護者からの状況聞き取りを始める。聞き取りができない場合は面談を要請するとともに児童からの聞き取りを実施することを伝える。
- ③ 加害児童からの聞き取りを複数教員で実施し、事実確認に努める。
- ④ 管理職は第一報後、管理職、首席、生指代表、担任、養護教諭、特別支援 CO、SC・SSW 等によって構成された支援対策会議を準備する。
- ⑤ 児童保護者からの聞き取り終了後、管理職は支援対策会議を招集し、「重大事態対応」「支援対策会議対応」「学年団対応」のいずれを実施するか決定する。

